

令和2年上尾市議会9月定例会  
市政に対する一般質問 答弁要旨  
(教育関連部分抜粋)

## 目 次

### 〔令和2年9月23日(水曜日)〕

- 前 島 る り 議員…………… 1
  - ・ 市民の利用しやすい公民館・支所について
  - ・ 国の奨学金利息補助で若者支援と定住促進

### 〔令和2年9月24日(木曜日)〕

- 樋 口 敦 議員…………… 2
  - ・ 公共スポーツ施設における市民サービスの向上について
- 道 下 文 男 議員…………… 3
  - ・ 学校教育について
- 渡 辺 綱 一 議員…………… 6
  - ・ コロナウィルス感染症について
  - ・ 屋内50メートルプール等の誘致について
- 鈴 木 茂 議員…………… 8
  - ・ 図書館・ブロック塀問題から上尾市政を考える
- 荒 川 昌 佑 議員……………11
  - ・ コロナ禍における事業の実施について

### 〔令和2年9月25日(金曜日)〕

- 井 上 茂 議員…………… 12
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策について

### 〔令和2年9月28日(月曜日)〕

- 池 田 達 生 議員…………… 13
  - ・ 学校給食について
  - ・ 非核平和都市宣言都市としての取り組みについて
  - ・ 文化財保護について

### 〔令和2年9月29日(火曜日)〕

- 平 田 通 子 議員…………… 16
  - ・ 豊かな学びを保障するために
- 秋 山 かほる 議員……………18
  - ・ ウイズコロナと異常気象に伴う市民生活の変化に対応した市政運営について

〔令和2年9月23日(水曜日)〕

●前 島 る り 議員

・ 市民の利用しやすい公民館・支所について

●コロナ禍における公民館について、利用状況はどれくらいあるのか

○教育総務部長 公民館におきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、6月から利用を再開したところでございます。今年7月の全公民館における利用件数は862件、利用者数は8,108人でございます。8月の利用件数は1,035件、利用者数は8,999人でございます。7月は利用件数で前年同月比約55%の減、利用人数で約65%の減、8月は利用件数で前年同月比約33%の減、利用人数で約52%の減となっております。これは、7月に利用人数を通常の3分の1に、8月より通常の2分の1に制限したことや、利用団体の一部が活動を自粛したことなどが要因と思われま

●コロナ禍における換気対策に伴い、窓を開けて利用することが多いと思うが、各公民館の網戸の設置状況はどのようなになっているか

○教育総務部長 平方公民館、大石公民館は、市民に貸し出しをしている部屋全てに、網戸が設置されております。原市公民館は6室中5室に、上平公民館は6室中1室に設置されております。なお、上尾公民館と大谷公民館につきましては、網戸は設置されてお

●コロナ禍における公民館における消毒対策について、どのような対策を行っているのか

○教育総務部長 各公民館には来館者用の手指消毒液を入口や各部屋の前に設置し対策を行っているところでございます。また、机や椅子、ドアノブや貸出器具用の消毒液等を用意し、利用後の拭き消毒にご協力いただいているところでござ

●トイレについて、高齢者の利用や、床に菌が多い問題を考えると洋式トイレが必要と考えるが、公民館のトイレの状況と洋式化はどのような状況であるか

○教育総務部長 全公民館におけるトイレの個室数は57か所であり、内訳として洋式が33か所、和式が24か所でございます。トイレ洋式化につきましては、利用者のニーズを踏まえつつ、必要性を検討し判断してまいりたいと考えてお

●公民館の老朽化対策として、昨年度行われた改修工事の実績と今後どのように考えているか

○教育総務部長 昨年度は、大石公民館の防水改修工事、原市公民館の体育室空調機改修工事、上平公民館の屋上防水 屋根塗装工事、を行ったところでございますが、今後も市民の方が快適に利用できるよう、施設の維持管理に努めてまい

●住宅地に近い公民館では、近隣への影響を鑑み、樹木などの管理が重要であるが、管理はどのようなになっているか

○教育総務部長 公民館毎に、年間1回から3回程度、樹木の剪定作業を行っているところでございます。今後も、敷地内の樹木につきましては、近隣住宅への影響を配慮しながら、引き続き適切な施設管理に努めてまい

## ・ 国の奨学金利息補助で若者支援と定住促進

### ●上尾市の奨学金利用状況について

○教育総務部長 現在、上尾市教育委員会では、進学の間意欲がありながら、経済的な理由により就学困難な生徒、学生やその保護者に、入学準備金、奨学金の貸付を行っています。入学準備金は、毎年10月と1月に、奨学金は毎年4月に募集を行い、成績や経済状況などについて審査をし、貸し付けを行っております。令和2年4月入学者に対し入学準備金は、10名、合計で450万円の貸付を行い、奨学金については、新規1名、継続1名の方に対し、それぞれ月額2万円の貸付を行っております。

〔令和2年9月24日(木曜日)〕

### ●樋口 敦 議員

## ・ 公共スポーツ施設における市民サービスの向上について

### ●公共スポーツ施設の予約方法は、どうなっているか

○教育総務部長 上尾市公共施設予約システムにおいてインターネット接続のパソコンや携帯電話、また市内の主な施設に設置の端末にて、利用月の2カ月前から予約の抽選を受付けています。抽選期間後の予約については、先着順で予約を受付けております。

### ●公共スポーツ施設の稼働率は

○教育総務部長 平成31年度の、教育委員会管轄の屋外スポーツ施設及び市民体育館の稼働率は、平方スポーツ広場 約31%、平方野球場 約19%、平塚サッカー場 約26%、但し、平塚サッカー場は、令和元年10月から令和2年3月まで、改修工事により利用不可となっております。なお、平塚サッカー場のリニューアル後としまして、令和2年6月から8月までの稼働率は、約67%となっております。また、市民体育館の全施設の稼働率は、約92%となっております。次に、市長部局管轄の公園施設の稼働率は、上尾市民球場の日中が約71%、夜間で約35%、上平公園テニスコートの日中が約74%、夜間で約77%、平塚公園テニスコートで約47%となっております。

### ●有料の公共スポーツ施設の場合、支払い方法は

○教育総務部長 教育委員会管轄の施設につきましては、市民体育館または、スポーツ振興課の窓口において市長部局管轄の有料の公園施設につきましては、利用日当日に、各施設において使用料を現金でお支払いいただいております。

### ●キャンセルの基準、方法や返金は、教育委員会管轄について伺います

○教育総務部長 使用料お支払い前であればキャンセルは可能ですが、お支払い後のキャンセルにつきましては、使用料の還付等は行っておりません。

### ●屋外の公共スポーツ施設の場合、施設の都合や天候によって使用できない場合の基準と連絡方法は、教育委員会管轄について伺います。

○教育総務部長 施設の都合や台風などの災害時は施設の利用を中止いたします。その場合、利用予約がある場合は利用者へ連絡を行いません。また、使用料を既にお支払いいただいている場合は、利用日の振替又は返金などの対応を行っております。

### **●全天候対応型の平塚サッカー場について、雷が発生した場合の対応は**

○教育総務部長 常駐する管理人が注意喚起を行った上で、避難場所として場内のバンガロー及びトイレ棟を開放し、待機いただくこととなります。なお、できる限り施設を利用したいという利用者からの要望が多いため、雨天や雷が発生した場合の利用中止の明確な基準は設けておらず、雷が収まった後の利用につきましては、利用責任者の判断により、再開いただいております。

### **●市民サービスの向上において、どのような取組みを行っているか。教育委員会管轄について伺います**

○教育総務部長 各施設におきましては、利用者の方に良好な状態で使用していただくため、施設整備や清掃・除草作業を行うとともに、熱中症予防対策として移動式テントを配置しております。また、今年度リニューアルオープンしました平塚サッカー場につきましては、利用者アンケートを行い、今後の市民サービス向上の参考にしたいと考えております。

### **●道下文男議員**

#### **・学校教育について**

### **●市PTA連合会が毎年要望している「通学路危険箇所改善要望書」について、昨年度の要望件数や要望内容の傾向を教えてください**

○学校教育部長 昨年度、上尾市PTA連合会から改善要望のあった件数は、168件でございました。要望内容につきましては、全体の約6割が信号機や横断歩道の設置、スクールゾーン等の交通規制対策に係る要望でございます。その他、カーブミラーや街灯、ガードレールの設置、路面標示の補修等の要望となっております。

### **●これらの要望について、教育委員会ではどのように対応し、取り組んでいるのか。**

○学校教育部長 通学路危険箇所改善要望の中で、教育委員会が所管する案件につきましては、上尾警察署や市の関係課である交通防犯課や道路課等と連携を図り、グリーンベルトの敷設等の整備に努めております。

### **●通学路の安全を確保するために教育委員会や学校では、どんな取組みを行っているのか。**

○学校教育部長 教育委員会では、平成30、31年度に、防犯関係者等による「通学路危険箇所合同点検」を全小学校で実施しました。この取組の中で、重点パトロールのルートマップを作成し、防犯パトロールの活動等に生かしております。また、警察等からの不審者情報があった場合は、教育委員会から各学校に速やかに情報を提供し、注意喚起を図っております。各学校では、交通安全教室や一斉下校などにおいて交通安全指導を繰り返し行っております。さらに、通学路安全マップの作成を行い、安全教育で活用しているほか、ホームページで公開しております。

### **●本年度は、新型コロナウイルス対策として、マスクの着用が求められているが、長い登下校において熱中症対策はどうなっているのか。**

○学校教育部長 市のマニュアルに基づき、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、身体的距離を確保した上で、マスクを外すよう指示しており、登下校中においても同様の指導しております。また、登下校の際の荷物を少なくしたり、冷却タオルの着用や日差しをさえぎるための傘さし登校を推奨したりするなど、児童生徒の身体的負担が軽減されるよう各学校に通知しております。

**●藤波地区から大石小学校への通学路は、距離も長く、1時間もの通学時間を要し、人家や人通りが少ない場所や、茂みや林等の死角がある場所も実在するため、交通安全上も防犯上も課題があると考える。**

**この課題については、教育委員会ではどのように認識しているのか。**

○学校教育部長 交通安全や防犯上の観点から児童の安全を確保していくことは、極めて重要であると考えております。藤波地区につきましては、登下校に時間がかかるとの御意見や大宮ゴルフコース脇の道路の歩道整備に係る要望があるということは承知しております。

**●これらについて、教育委員会では、どのように対応していくのか。**

○学校教育部長 教育委員会では、大石小通学路危険箇所合同点検を受け、見守りの重点箇所として、防犯パトロールを実施しているところでございます。また、この地域に限りませんが、4月に新1年生へ防犯ブザーを貸与したり、スクールガード・リーダーを配置し、地域の見守り活動の推進を図ったりしております。

**●大石北小学校では、さいたま鴻巣線(泉が丘通)の交通量が多く、児童の登下校時における危険性について課題がある。この課題について、市はどう捉え、どのような対策をとっているのか。**

○学校教育部長 大石北小学校においては、平成30年11月に、通学路危険箇所合同点検を行いました。その結果、従来からPTAや地域からの要望がございました横断歩道の新規敷設に至ったところでございます。

**●先日、大石北小学校に関係者が集まり、子供見守り連絡会議に出席してきました。中妻5丁目の交差点、中妻5丁目のファミリーマート先交差点、井戸木2丁目野口商店前の交差点は、自動車の往来が多く、スピードをゆるめない自動車も多く、歩行者用信号の設置を求めています。こちらも改善要望書に記載がありますが、市の見解をお聞かせください。**

○学校教育部長 当該地域については、車両の往来が多く、危険箇所として認識しております。歩行者用信号機につきましては、埼玉県公安委員会が設置するものとなりますため、引き続き、上尾警察署に働き掛けを行ってまいります。

**●西小学校の弁財一丁目地内の交通量が多い通学路があるが、すぐ近くの道水路(下水路の上)を通学路として活用すると交通安全上のリスクが大きく軽減されるかと思う。しかしながら、この道水路は、狭隘な道路でもあり、両側が民家に隣接しているため、防犯上の課題が少し懸念される。現在、道水路の整備は、隣接する民地の所有者との調整があり、進んでいない状況にあるが、仮に、整備が可能となった場合は、教育委員会としてこの道水路への通学路変更や安全対策をどのように考えるか。**

○学校教育部長 通学路の変更につきましては、学校とPTAが道水路の整備後の状況を分析し、協議していくこととなります。教育委員会といたしましては、これらの協議内容や現地調査の状況等を踏まえ、安全対策について検討してまいります。

**●大石南小学校通学路において、領家と畔吉の境にある道路は、領家工業団地を利用するトラックやトレーラー等が多い上に、歩道は狭く、危険な状況であります。現在、この道路を利用する児童は、何名いるのでしょうか。**

○学校教育部長 94名でございます。

**●今まで、この道路の周辺で交通事故の報告はあるのでしょうか。**

○学校教育部長 近年の教育委員会への報告の中には、当該道路周辺における、児童生徒の登下校中の交通事故はございません。

**●この道路について、教育委員会として改善に向けた取り組みをどのように考えているのか。**

○学校教育部長 御指摘の道路は、毎年度、通学路危険箇所改善要望に挙げられており、今後も、警察や関係部署と連携を図り、改善方法について研究してまいります。

**●今般、通学路において児童生徒が巻き込まれる痛ましい殺害事件や事故が多数発生している。上尾市でも不審者が出没するような危険箇所も多く、長年の懸案になっている地域もある。特に、大石小の学区内の藤波地域などは、登下校において、1時間かけて歩く児童がおります。この長時間の登下校について、防犯や交通事故対策として、防犯カメラやスクールバス等の対策も有効かと思われるが、教育委員会の見解を伺う。**

○学校教育部長 防犯カメラの設置につきましては、設置場所や管理者などの課題がありますことから、地域の実情や先進自治体の取組事例を踏まえながら研究してまいります。スクールバスの運行につきましては、全国的には、山間部などの地域において、遠距離通学の解消を目的としたものや、学校の統廃合などに伴って長距離通学をすることになった児童生徒の足を確保するためのものが多い状況でございます。本市の児童の通学距離は、文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、適切な通学条件としている「小学校で4km以内」の範囲にほぼ収まっている状況でありますので、スクールバスの導入については、考えておりません。

**●通学路の安全対策については、児童生徒の命に関わる重要な事項であるのに、通学路危険箇所改善要望書への対応等、少しずつ進んではいるが、思い切った対応や抜本的な改善や取組がされていない。子供たちが巻き込まれる事件や事故が増えている社会情勢の中で、さらなる安全対策の強化が必要であると考え、今後の教育長としての安全対策の見解を伺いたい。**

○教育長 通学路における児童生徒の安全確保は、重要課題であると認識しております。「通学路危険箇所改善要望書」など地域の皆様から御報告いただく危険箇所につきましては、埼玉県公安委員会の所管となるものが多いため、危険度合いが高いものにつきましては、関係機関との連携を一層推進し、通学路の安全確保に努めてまいります。また、児童生徒自身が、発達段階に応じて、危険予測・回避能力を身に付けていくことが重要でありますことから、実践的な防犯教育や交通安全指導を推進してまいります。なお、日々の見守り活動につきましては、地域の皆様から多大なる御協力をいただいているところでございますが、引き続きお力添えをいただき、見守りや声掛け、パトロールなどの地域ぐるみの見守り体制の整備に努め、安全を確保してまいりたいと存じます。

**●シティズンシップ教育について、上尾市として取り組んでいることは何か**

○学校教育部長 東中学校において、文部科学省より平成27年度から4年間の研究開発校の指定を受け、中学校の教育課程におけるシティズンシップ教育の在り方に関する研究を進めてまいりました。教育委員会といたしましては、シティズンシップ教育が、グローバル社会でたくましく生き抜く資質・能力の育成を目指す上で大変価値のあるものと考えております。そこで、東中学校の研究実績を基に、昨年度から中学校教員を対象としたシティズンシップ教育に関する研修会などを定期的実施しております。令和3年度からは、市内全中学校の総合的な学習の時間において、シティズンシップ教育にかかわる授業を年間20時間程度実施していくこととしております。具体的には、SDGsや上

尾市の政策課題などを題材として、生徒が主体的に協議や討論を行い、問題解決能力等を身に付けられる授業を行っていく予定でございます。

**●消費者教育について、市内小・中学校ではどのように指導しているのか。**

○学校教育部長 市内小・中学校の教育課程に基づき、主に社会科及び家庭科で指導しております。小学校では、買い物の仕組みや売買契約の基礎などを、中学校では、個人や企業の経済活動における役割と責任、計画的な金銭管理の必要性などを指導しております。平成 30 年度には、市内中学校において、家庭科担当教諭を対象とした、消費者教育に関する授業研究会を実施しております。

**●クレジット教育について、市内小・中学校ではどのように指導しているのか。**

○学校教育部長 クレジット教育につきましては、主に中学校家庭科で、消費者教育の一環として、購入方法や支払い方法の特徴などについて指導しております。その中で、消費者被害の事例にも触れながら、その背景と犯罪被害に遭わないための対応についても指導しております。

**●クレジット教育について、近隣市町ではどのように取り組んでいるのか。**

○学校教育部長 近隣市町村では、上尾市同様、消費者教育の一環として、主に中学校家庭科において指導しております。

**●埼玉県金融広報委員会などの取組の活用について、上尾市の見解をお聞かせください。**

○学校教育部長 クレジット教育を含めた消費者教育の充実を図るため、先進的に取り組んでいる学校の教育活動を参考にして、研究してまいります。

**●クレジット教育に関する上尾市の今後の展望はどのようなものか。**

○教育長 令和 4 年度から、成年年齢が 18 歳に引き下げられることにより、18 歳から保護者の同意を得ずに、有効な契約ができるようになります。このことから、自立した消費者を育むための消費者教育、クレジット教育は、大変重要なものであると考えております。上尾市といたしましては、中学校におけるシティズンシップ教育を推進する中で、グローバル社会でたくましく生き抜く資質・能力を身に付け、自立し、正しい判断と意思決定ができる児童生徒の育成に努めてまいります。

**●渡辺 綱一 議員**

・ コロナウィルス感染症について

**●市内小中学生のPCR検査実施件数は何件くらいあるのか。**

○学校教育部長 9月22日現在、47件でございます。

**●新型コロナウイルス感染症拡大防止による3月からの一斉学校臨時休業措置を終えて、6月の通常登校開始日から1学期最終日までの全ての期日において、感染症が不安で登校をしなかった児童生徒は何人いたのか。**

○学校教育部長 小学生が4名、中学生が1名でございます。



**●上尾市では、児童生徒や保護者の新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別の具体的な事案は発生しているのか教えてください。**

○学校教育部長 8月に実施いたしました「学校再開後の学習への取組状況等の調査」の結果では、2件の事案がございました。なお、これらにつきましては各校で対応し、事案は見られなくなり、経過を観察しております。

**●今後、新型コロナウイルス感染症を起因としたいじめが発生することも考えられますが、教育委員会として対策は考えていますか。**

○学校教育部長 教育委員会では、市や学校のホームページ等を活用し、感染者等に対する偏見や差別の防止について周知するほか、教育センターでの相談体制を強化しております。また、埼玉県教育委員会から発出された、「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージ」を学校を通じて児童生徒及び保護者に配布し周知しているところでございます。なお、感染者が判明した際には、保護者宛通知において、感染者に対する人権保護の観点から、インターネットやSNS等を利用した詮索、投稿などの行為は行わないよう示しております。

**●新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小・中学校の行事が中止になっているものがあると聞いています。どのような現状でしょうか。**

○学校教育部長 各学校では、感染拡大防止の観点から、学校行事の可否を教育的意義や児童生徒の心情にも配慮して検討しているところでございます。具体的には、校外行事につきましては、宿泊を伴う小学校の林間学校は全校が中止とした他、バスを利用する校外行事につきましても、中止や延期を検討している学校がでございます。また、運動会・体育祭などの集団で行う学校行事につきましては、密集を避ける方法で実施している学校もでございます。

**●行事が中止などになっている現状で、学校における卒業アルバムについての取組状況はどうなっているでしょうか。**

○学校教育部長 卒業アルバムにつきましては、各学校の判断で作成しております。現在のところ、全校が掲載内容や編集の仕方等について検討しながら作成していると把握しております。

**●学校施設の消毒についてはどのような取り扱いとなっているのか。**

○学校教育部長 学校での消毒につきましては、大勢がよく手を触れるドアノブ、スイッチ等については、1日1回消毒や家庭用洗剤等を用いた拭き掃除することとなっております。また、8月の文部科学省のマニュアルの改訂により、机や椅子、床、トイレなどの、特別な消毒は必要ないと示され、現在は、通常の清掃を実施しております。

**●学校再開以降、新型コロナウイルス関連で、これまで保護者からはどのような意見が寄せられているのか。**

○学校教育部長 保護者からは、授業時や部活動における感染予防対策、オンライン学習の実施、熱中症対策とマスクの着用などについて、御意見をいただいております。

**●新型コロナウイルス感染症の影響により学用品費が払えなくなった家庭への支援はどのようなものがあるのか**

○学校教育部長 経済的な理由で援助が必要となった児童生徒の保護者を支援するため、就学援助の申請手続きを随時受付しております。また、学校休業期間中の令和2年3月から5月の間に家計急

変した児童生徒の保護者に対しては、児童生徒 1 人当たり 3 万円の臨時給付金を支給する補正予算を計上しております。ただし、生活保護世帯や児童扶養手当支給世帯、「ひとり親家庭等子育て臨時給付金」の受給者は、支援金の重複をさけるために除くこととしております。

#### ・ 屋内50メートルプール等の誘致について

##### ●市はどのように考えているのか

○教育総務部長 本市には、上尾運動公園やさいたま水上公園エリアを中心に各種スポーツ施設が集積しております。当該エリアに屋内 50 メートルプール及びスポーツ科学拠点施設が整備されることになれば、県内において有数の総合スポーツ拠点となり、これにより本市のみならず県央地域の活性化にも資すると考えております。

##### ●上尾市に整備された場合、市の発展にどのように考えているのか

○教育総務部長 この総合スポーツ拠点が県央地域に整備されますと、多くの地域住民の健康増進に資するとともに、体育の授業や部活動など、児童・生徒の教育の場としての活用も期待できるものと考えております。また、国内外の主要な大会が開催されることになれば、大変多くの方がこの県央地域に足を運ぶこととなり地域全体への経済波及効果も期待できるものと考えております。

##### ●誘致に対する市長の考えについて

○市長 本年 3 月 26 日、県知事並びに県議会議長に対し、上尾市への整備を要望させていただきました。さらに、8 月 27 日には、上尾市への誘致にご賛同いただいた県央地域の鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町の市長、町長 及び 議会正・副議長、そして県央地域選出の県議会議員 7 人とともに、県知事、県議会議長にあらためて上尾市への整備について要望させていただいたところでございます。3 月に行いました要望活動の内容を「広報あげお 9 月号」に掲載したところ、市民の方から、「是非とも上尾市に整備されることを望みます」との激励のお言葉をいただきました。市内にこれらの施設が整備されることになれば、地域住民の皆様がスポーツに親しむエリアとして更なる利便性が図れるものと期待されますことから、近隣市町関係者の皆様とともに、何としても誘致が実現されるよう、引き続き、活動を行なって参ります。

##### ●鈴木 茂 議員

#### ・ 図書館・ブロック塀問題から上尾市政を考える

**●図書館に関する住民訴訟の主位的請求は、被告(上尾市)に、土地代金及び建物移転補償金等の支払を前市長及び株式会社クライズに対して請求することを求めるもの。予備的請求は、被告(上尾市)に、クライズの土地取得額と市への売却額の差額等を請求するよう求めるものです。この裁判を続けていることについて、市長のお考えをお聞かせ下さい。**

○市長 当該住民訴訟では、上尾市長は被告の立場でございます。このため、訴訟の対応をしております。

**●この裁判は、島村前市長の時代に始まっています。公正な政治・公平な政治を公約に市長選で戦って勝利した畠山市長は、裁判を止めるという選択肢もあったかと思うのですが、全く考えなかったという事でしょうか？**

○市長 市が行った売買・補償は、適正でなければなりません。公正・公平に対処する必要がある

ことから、司法の判断を仰ぎたいと考えております。

**●公正・公平な政治を判断するのは、市長自身ではなく、裁判所であるという事でしょうか。もし住民側の主張が島山市長の考える公正や公平と一致するなら、裁判を止める事もできます。しかし、裁判を継続しているという事は、住民側の主張は公平でもないし、公正でもないと市長が態度で示していることになるのではないのでしょうか。**

○市長 裁判所の判断を仰ぎ、それに従い対応することが、公正・公平につながるものと考えております。

**●裁判になっている上平図書館移転予定地は、大江化学が新埼玉リース(現クライズ)に土地・建物を合わせ2,400万円で売却したのですが、市は、土地売買と物件移転補償を合わせて9,511万2,799円を支払っています。つまり、クライズ側の利益は7,111万2,799円になりますが、この土地売買に対する市長のお考えをお聞かせ下さい。**

○市長 当該土地等の売買につきましては、現在係争中であるため、具体的な回答は控えさせていただきます。

**●裁判中であるために回答できないとの事ですが、なぜ裁判中だと回答できないのか具体的に理由を挙げて説明して下さい。**

○市長 ご質問の内容は、当該住民訴訟の争点であり、司法の判断を仰ぐとしている以上、当事者としてこの場で発言するのは適切でないと考えているからです。

**●市は、新埼玉リースに対し、土地収用の事業認定における税金の特別控除の説明を行い、その後の事業認定権者である埼玉県と相談しています。県はこの記録を残していますが、上尾市は文書に残していません。一方、新埼玉リースの件については報告書が残っています。つまり、文書を作成するかどうかについて、文書規程に基づいて判断しているわけではないという事になります。こうした文書管理に対する副市長のお考えをお聞かせください。**

○副市長 上尾市では、当時も「上尾市文書取扱規程」により文書を取り扱っておりましたが、「どのような場合に文書を作成するべきか」という基準がなく、各所属で判断しておりました。これを改善するため、平成31年4月に、この規程を改正いたしまして、文書作成に関する基本原則を加え、併せて「文書の作成に関する指針」というものを作成することにより、作成すべき文書の明確化等を行ったと伺っております。

**●今後、文書管理は全職員、適正に行われるのか？その為に副市長としてどのように関わっていくのかお尋ねします。**

○副市長 今後につきましては、「上尾市文書取扱規程」や「文書の作成に関する指針」の趣旨を組織全体に徹底されますように、職員研修で取り上げるとともに、必要に応じて文書作成の実態の把握や、これを踏まえた全庁への通知の発出などを通じまして、作成されるべき文書が確実に作成されるようしっかりと指導してまいります。

**●新図書館建築事業は、事業認定から公払法適用に替わり、土地取得が任意取引となったが、損失補償基準をそのまま適用しています。また、裁判における担当職員の証言からは、直前の土地取引の状況や買取り希望額の確認などもなかったことが分かります。この用地買収等の経緯に関する市の対応は、地方財政法4条1項の地方公共団体の財政の健全化を図ろうとする趣旨に反していると思われませんが、副市長のお考えをお聞かせ下さい。**

○副市長 憲法第29条第3項では、「私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と規定され、これを受けまして、昭和37年「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定されております。以来、この要綱を踏まえまして国及び全ての地方自治体では、実務上、公共用地の取得を進めてきております。この要綱の規定に沿って算出された土地の評価額及び物件の補償額を当事例に当てはめて用いることが違法となるのかが一つの争点になっているものと理解しておりますが、現在係争中であるため、司法の判断を待ちたいと存じます。

**●購入した土地にあった簿価2円の建物の移転補償費について、市は構外再築工法で算定していますが、除却工法については、裁判における担当職員の証言から、十分に要件に照らして検証されていないことが分かります。これは、地方財政法4条1項の地方公共団体の財政の健全化を図ろうとする趣旨に反していると思われませんが、副市長のお考えをお聞かせ下さい。**

○副市長 除却工法ではなく、構外再築工法に基づく補償費の算定の点につきましても、同様に現在係争中であるため、司法判断を待ちたいと存じます。

**●図書館建設中止に伴う損害賠償請求が起こされたとの事ですが、その詳細を教えてください。また、新図書館建設中止に伴う契約解除の件数は、何件あって何件が和解できたのか教えてください。**

○教育総務部長 まず、損害賠償請求の内容でございますが、アサヒ住建株式会社から当該手続きを解除したことにより生じた損害金6,970万1,252円及びこれに対する平成30年7月10日から支払い済みまでの年6分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものです。次に、当該施設建設の契約解除と和解のそれぞれの件数でございますが、契約解除件数が7件、このうち和解済みが5件となっております。

**●アサヒ住建が損害賠償請求の裁判に至った理由とそれに対する市長のお考えをお聞かせ下さい。**

○市長 契約解除に伴う損害の考え方に差があることが理由と考えますが、裁判所の判断に委ねたいと考えております。

**●図書館や図書館行政に対して畠山市長は強い思い入れがありますか。特にありませんか。あるようでしたら、その思いとかお考えをお聞かせ下さい。**

○市長 上尾市図書館は、市民の教育や文化の発展に寄与する重要な社会教育施設であり、子供からお年寄りまで多くの市民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

**●上尾市の図書館職員の人数を職種毎に教えてください。また、その中で司書は何人ですか。**

○教育総務部長 令和2年4月1日時点での図書館の職員は、正規職員15名、会計年度任用職員12名の合計27名でございます。このうち司書の有資格者は、正規職員5名を含む13名となっております。

**●上尾市の図書館長は図書館司書の有資格者ですか。**

○教育総務部長 有資格者ではございません。

**●上尾市の図書館の基本理念を教えてください。**

○教育総務部長 第2次上尾市図書館サービス計画では、図書館の基本理念を「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」としております。

**●私達が視察した調布図書館は、館長は必ず司書の有資格者で、職員も61人中46人が司書の有資格者です。3本の柱に基づいて基本方針・運営方針を立てています。文化と芸術があふれる街を公約に掲げる畠山市長も図書館長は必ず有資格者とか具体的な指針を立てて図書館運営をしてはと思いますが、ご意見をお聞かせ下さい。**

○市長 上尾市図書館は、全ての世代の利用者の皆様に親しまれ、居心地の良い施設であることが望ましいと考えております。司書資格者の配置を含めた組織体制については、現在、適正に運営できていると考えておりますが、本市を取り巻く環境や地域の実情に基づいて、総合的に判断していきたいと考えております。

**●新図書館建設の今後の方針をお聞かせ下さい。**

○教育総務部長 現時点においては、新たな図書館建設の計画はございません。しかしながら、現行施設の老朽化や利用者ニーズの変化への対応などは、課題として認識しております。

**●上平地区に図書館建設予定だった土地の状況と今後の予定をお聞かせ下さい。**

○教育総務部長 現在は、グラウンド・ゴルフやゲートボールなどができる広場として、市民の方にご利用いただいております。現在、新たな複合施設整備に向け、上平地区複合施設検討委員会において、審議されております。したがって、広場としての利用につきましては、新たな複合施設の着工までの利用を想定しております。今後の予定でございますが、令和2年度において、まず全体のコンセプトを定め、続いて複合する公共施設とそこで付加される市民サービスなどを決定し、基本構想として取りまとめ、翌3年度からの基本設計、実施設計を経て、最短で令和5年度からの工事着手を目指してまいります。

**●現在の上尾中央図書館をどうするのかお聞かせ下さい。**

○教育総務部長 現図書館本館の方向性につきましては、上尾市図書館協議会の答申「上尾市図書館の今後の在り方について」を踏まえつつ、公共施設マネジメントとの整合性を図りながら検討してまいります。

**●荒川昌佑議員**

・ コロナ禍における事業の実施について

**●令和3年成人式について挙行するのか。その場合の感染対策は。**

○教育総務部長 現在、実施する方向で準備を進めています。参加者の三密を防ぐ目的で、例年2回の挙式としているところを、3回に分けて、参加者を分散させて実施する予定です。感染防止対策としては、入場時の検温と手指消毒、マスク着用、会場内の換気などを徹底していきたいと考えており

ます。

### ●同式典について中止や延期もあり得るのか

○教育総務部長 感染防止策を講じながら、できる限り開催できるよう考えております。

### ●開催に当たり代表者会議やアンケートにおいてどのような意見や議論があったか

○教育総務部長 各中学校卒業生から 2 名選出された成人代表からは「多くの人が集まることの危険性は理解しているが、内容を精査し、式典の時間を短縮してはどうか」、「会場を分散するなどの方法で、ぜひ開催してほしい」などの意見がありました。

### ●成人式を文化センターで行うことの妥当性

○教育総務部長 文化センター大ホールが上尾市内で一番収容人数が多いホールであること、昭和 47 年から 50 年近く、<sup>つつが</sup> 恙なく成人式が行われていることなどが理由です。

### ●上平公園野球場や県立武道館や上尾運動公園など3密対策としての代替地は検討しているのか

○教育総務部長 検討はしましたが、上平公園野球場や上尾運動公園は屋外施設のため、雪などの悪天候時には開催が難しくなること、県立武道館は、履物の履き替えなどで新成人に不便が生じること、スムーズな入場ができず、三密のおそれがあることなどの課題があると考えました。コロナ禍での開催となり、想定できない課題も発生すると考えられるため、長年開催してきたノウハウの生かせる文化センターを会場に予定をしております。

〔令和2年9月25日(金曜日)〕

### ●井上茂議員

・ 新型コロナウイルス感染症対策について

### ●学級支援員33人の増員のさらなる増員について教育委員会の見解は

○学校教育部長 学級支援員につきましては、6月の補正予算で33人増員し、学生も含め、幅広く募集を行い、配置を進めているところでございます。しかしながら現在、人材確保が難しく、欠員が生じていることから、更なる増員は困難な状況でございます。

### ●小・中学校、保育所、公民館における水道の状況について

○教育総務部長 小・中学校では、廊下で児童生徒が利用する手洗い場としましては、1校あたり平均14か所、水栓数では86口となっております。33校の水栓の総数は、2,852口で、すべて手動水栓となっております。続きまして、6つの公民館では、利用者が使用する手洗い場としては、すべてトイレとなっておりますが、箇所数は32か所、水栓数は61口でございます。うち、13口が自動水栓、48口は手動水栓となっております。最後に、保育所ですが、14の公立保育所では、子どもたちが利用する手洗い場は64か所あり、水栓数は177口で、すべて手動水栓となっております。

### ●自動水栓化を進めたときの費用如何

○教育総務部長 学校の廊下などの手洗い場を一般的な100ボルトタイプの自動水栓とする場合、電源確保等の工事が必要となり、既設の手洗い場の改修など、全体としては大きな費用が見込まれま

す。なお、簡易な電源確保の方法として、乾電池一体タイプの自動水栓がございますが、水栓1口あたり5万円程度の交換費用となり、乾電池の寿命は約2年となります。

### ●自動水栓化を進める予定如何

○教育総務部長 現在の感染症対策といたしましては、工夫をしながら、様々な対策を実施しておりますが、今後の状況を見極めながら、引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、新しい生活様式への対応に努めてまいります。

### ●コロナ禍により経済的に不安を感じている子育て世帯のためにも、学校給食費の減免をすべきと考えるが、見解を伺う。

○学校教育部長 コロナ禍の中で生活に影響を受けている家庭を支援していくことは大変重要と考えております。経済的な支援が必要となる就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者につきましては、学校給食費を全額補助しております。さらに、これらの方々を対象とした本市独自の臨時給付金の給付を始めております。

[令和2年9月28日(月曜日)]

### ●池田達生議員

・学校給食について

### ●「学校給食は教育の一環である」との憲法、教育基本法、学校給食法上の法的根拠を伺う。

○学校教育部長 憲法及び教育基本法には、学校給食そのものの規定はございませんが、その理念に基づき学校給食法が制定されているものと認識しております。学校給食法第2条には、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」として、学校給食の目標が示されております。なお、「学校給食は教育活動の一環である」ということにつきましては、文部科学省が策定した「食に関する指導の手引」によりますと、昭和21年12月の文部、厚生、農林三省次官通達の中で学校給食が教育活動の一環として位置付けられ、その後の学校給食法の制定により学校給食の法的根拠が明確になり、教育活動として実施されることになったと示されております。

### ●学校給食の役割について伺う。

○学校教育部長 学校給食の役割は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることなどがございます。

### ●「学校給食法では、食材は保護者が負担することになっている」と前回6月議会での私への答弁でしたが、当時の文部省は、負担割合については「負担の割合は地域の実情に応じて」という通知を出している。負担の割合を保護者0にすればいいと考えるが、市の見解を伺う。

○学校教育部長 本市では、学校給食法の規定や受益者負担の観点から食材費は保護者の皆様から徴収させていただいております。また、経済的に困難な家庭につきましては、生活保護家庭及び準要保護家庭に対しても給食費の全額補助を行っております。

**●上尾市の学校給食費は、埼玉県で小学校は2番に高く、中学校は1番に高くなっているが、いつから、どんな理由で高額になったのか伺う。**

○学校教育部長　本市の現在の学校給食費は、平成10年4月から16年間据え置いた末、平成26年度に改定をしたものでございます。その際には、国産食材を重視した安心安全な学校給食の継続や、消費税改正、物資価格の上昇等を考慮して、定めたものでございます。

**●給食費の滞納状況を伺う。最近3年間の推移は**

○学校教育部長　それぞれの年度末時点における未納額は、小学校は、平成29年度1,582,500円、30年度986,673円、令和元年度591,850円でございます。中学校は、29年度968,094円、30年度1,067,010円、令和元年度954,347円でございます。

**●埼玉県下で給食費の無償化、一部補助の自治体について、私は6月の一般質問で取り上げました。コロナ禍の中で一定期間無償化、あるいは、持続的に無償化を進める自治体が増えていきます。2018年以降の埼玉県下で学校給食について、持続的に無償化を進めている自治体を伺います。**

○学校教育部長　平成30年以降、県内で、無償化を始めた自治体は神川町でございます。現在、無償化としている県内自治体は4町村でございます。

**●ユネスコ第14回国際公教育会議での勧告「学校給食及び衣服に関する各国文部省に対する勧告第33号」では、第4項・第9項では、「学校給食の運営費は中央あるいは地方行政当局の負担とする」としている。また、文部省の事務次官通達では(1947年)学校給食法で保護者負担とされている食材費について「自治体等が全額補助することも否定されない」旨述べている。県下でも、4年前私が一般質問した時の、無償、一部補助の自治体は、9自治体から19自治体に増えている。コロナ禍でますます子育て世代が大変になっている。全国ではコロナの影響で期間限定も含め無償化をする自治体が増えている。このような中、上尾市の給食費の無償化、一部補助をすべきと考えるが、教育長はどのようにとらえているか伺います。**

○教育長　本市では、学校給食法の規定や受益者負担の観点から食材費は保護者の皆様から徴収させていただいております。一方で、コロナ禍の中で生活に影響を受けている家庭を支援していくことは大変重要と考えております。経済的に困難な家庭につきましては、生活保護家庭及び準要保護家庭に対しても給食費の全額補助を行っております。さらに、準要保護家庭を対象とした本市独自の臨時給付金の給付を始めております。

**・ 非核平和都市宣言都市としての取り組みについて**

**●小・中学校の平和教育はどのように行われていますか。**

○学校教育部長　平和教育につきましては、社会科や総合的な学習の時間などで行っております。例えば社会科では、戦争や現在も続いている紛争についての歴史的な事実や国際協調による世界平和の実現に努めることの大切さなどについて学習しております。また、埼玉ピースミュージアムの職員による実物資料を活用した出前授業を行っている学校もございます。

**・ 文化財保護について**

**●「上尾の摘田・畑作用具」の報告書について、報告書作成の目的は。**

○教育総務部長　平成28年3月2日付で国登録有形民俗文化財に登録された「上尾の摘田・畑作用具」について、この用具を使っていた上尾市域の農業的・歴史的な様相を明らかにすることで、学術



的な価値を高め、保存と活用に資することを目的に調査事業を実施し、本報告書を刊行いたしました。

**●本書作成の期間と、資料の収集と整理、撮影などの苦労した点、困難な点は何でしたか。**

○教育総務部長 平成29年度から平成31年度までの3か年をかけて実施してまいりました。資料調査を進める上で、実測図に写真を使用する手法を取りました。通常、実測図は手書きなどによる線画<sup>せんが</sup>で作成されますが、写真を用いることで、資料が有する色合いや素材、細かな使用の痕跡などを正確に記録することができました。しかしながら、この手法で資料群全点を統一的に整備したことは全国的にも前例がないため、文化庁や専門委員から意見をもらいつつ、手法を模索しながら実施したところでございます。

**●実物の展示はどのように計画されているか。資料館の建設、または、空き教室を活用してなど。**

○教育総務部長 現在、用具の一般公開はしていませんが、今後、展示会を開催するなど、上尾の貴重な財産であるこの文化財を市民の皆様へ公開していきたいと考えております。既存施設の活用も視野に入れ、用具の常設展示に向けて検討してまいります。

**●他の文化財の種類と保管、展示はどのようにしているのか。**

○教育総務部長 市で所有する文化財のうち、市史編さん事業で収集した歴史資料及び「上尾の摘田・畑作用具」は大石南小学校に、埋蔵文化財は平方小学校及び平方北小学校に保管しております。また、市内で収集された民俗資料については、市内上野にある文化財収蔵庫に保管しております。展示については、尾山台団地自治会との共催で「尾山台遺跡と周辺の遺跡展」や、自然学習館において民俗文化財を中心とした「上尾の昔～あそび・くらし展」を例年実施しております。また、平方、原市、大石、大谷の各公民館の展示コーナーにて、文化財を展示しております。

**●上尾の伝統芸能の保存などについての市の補助、援助はどのようにしているか。**

○教育総務部長 県指定及び市指定無形民俗文化財を適切に保存し、次世代の担い手の育成を支援するため、その保持団体に対して、年額3万円を交付しております。また、県指定・市指定・市登録無形民俗文化財の保持団体に対して、必要な道具や衣装の修理・新調等の事業費の一部を補助しております。

**●上尾の先人の生活ぶりなど、歴史を知り、学ぶことは、学校教育上、社会教育上にも大変重要です。教育長は、この報告書について「上尾市の歴史に対する理解をより一層深め、市の発展に寄与できれば」と本書の序で述べられています。「上尾の摘田・畑作用具」が完成したこと、今後の市の伝統文化の保護と活用、課題について伺います。**

○教育長 「上尾の摘田・畑作用具」は、まさに当時上尾で生活していた人々の暮らしを支えていた知恵の証であり、日本の農耕文化の変遷を考えるうえからも貴重なものと考えております。現在、この成果をもとに、国指定重要有形民俗文化財への指定に向けた準備を進めております。また、平成31年4月に文化財保護法が改正され、より計画的な文化財の保存と活用が求められているところがございます。この「上尾の摘田・畑作用具」をはじめ、上尾の文化財を効果的に保存・活用し、先人たちが築き上げてきた歴史を継承していくには、市民の理解が不可欠でございます。そのためにも、文化財の展示や情報発信の方法につきまして検討していく必要があると考えております。

〔令和2年9月29日(火曜日)〕

●平田通子議員

・豊かな学びを保障するために

●就学援助受給世帯数の変化はあるのか。

○学校教育部長 就学援助受給世帯数につきましては、小学校、中学校合計の人数で、平成29年度1,719人、平成30年度1,718人、平成31年度1,645人となっており、1,700人前後の状況が続いております。

●家計急変の方への就学援助認定者臨時給付金制度の目的と内容、周知方法は。

○学校教育部長 制度の目的といたしましては、コロナ禍における経済環境の悪化に係る支援として、家計急変により就学させることが困難となった児童生徒の保護者も対象とするものでございます。制度の内容といたしましては、学校休業期間中の令和2年3月から5月の間に家計急変した児童生徒の保護者に、児童生徒1人当たり3万円の臨時給付金を支給するものでございます。ただし、生活保護世帯や児童扶養手当支給世帯、「ひとり親家庭等子育て臨時給付金」の受給者は除いております。また、周知方法といたしましては、市内の小学校、中学校をとおして全家庭にお知らせを配布するほか、市ホームページ及び広報あげおに掲載する予定でございます。

●「上尾市入学準備金・奨学金貸付事業」の貸付条件に「市税を完納している世帯の子女」とある。新型コロナの影響で、保護者の市税の滞納により制度が受けられない児童生徒が今後増えてくると思われるが条件を緩和することの見解は

○教育総務部長 本事業は、市民の皆様からお預かりした税金で運用している事業であります。公平性という観点からも、一定の要件を付することは必要と考えております。

●新型コロナで影響を受けている世帯への見舞金の創設を求めるがその見解は

○教育総務部長 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学等での修学の継続が困難になっている学生等に対し、現金を支給し支援する事業として、国が本年5月に「学生支援緊急給付金」制度を実施しました。また、各大学においても学生支援の施策を講じております。上尾市といたしましては、学生等の経済状況や国、各大学の対応を注視しながら、市としての対応の必要性を検討してまいります。

●上尾市には入学準備金・奨学金の貸付制度があるが、貸与型の制度である。給付型の制度の新設を求めるが見解は

○教育総務部長 貸与型の奨学金制度には、利子があるものと無利子のものがあり、上尾市は無利子の制度で運用しています。給付型の奨学金については、日本学生支援機構などが実施しておりますが、財源の確保や市税を個人に給付することへの不公平感など、難しい面も多く、今後も引き続き他市等の事例を研究してまいりたいと考えております。

●雨漏りや樹木を切っほしい声も多かったが整備の計画は

○教育総務部長 各校からの月次報告のほか、市職員の建築技師による建物全般の劣化状況等の調査を1年に1回定期的実施し、雨漏りの改修を含め、学校施設整備全体の中で検討し、計画的に進め

ております。また、樹木につきましても危険性などの状況を考慮し、樹木の剪定等を実施しております。

**●新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学校行事の工夫をしているのか。**

○学校教育部長 各学校では、運動会・体育祭などの集団で行う学校行事につきましては、密集を避ける方法で実施するなど、感染拡大防止の観点から、実施の可否を教育的意義や児童生徒の心情にも配慮して検討しているところでございます。

**●新型コロナウイルス感染症が不安で休んでいる児童生徒への学校での対応はどうしているのか。**

○学校教育部長 新型コロナウイルス感染症が不安で学校を休んでいる児童生徒への学力を保障するために、電話連絡や家庭訪問、放課後に課題の受け渡しをするなど、学習支援や教育相談等を行っております。

**●新型コロナウイルス感染症の不安を理由に、6月の通常登校開始日から1学期最終日までの期間の中で、1日以上登校しなかった児童生徒は何人位いたのか、また、全ての期日において、休んでいた児童生徒は何人いたのか。小学生、中学生それぞれ教えてほしい。**

○学校教育部長 6月12日の通常登校再開日から7月31日までの1学期間に1日以上登校しなかった児童生徒は、小学生が98人、中学生4人でございます。また、1度も登校しなかった児童生徒は、小学生が4人、中学生1人でございます。

**●新型コロナウイルス感染症が原因でのいじめはあるのか。**

○学校教育部長 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめの認知報告はございませんが、偏見や差別が懸念される事案が数件ございました。なお、これらにつきましては該当校で対応し、事案は見られなくなり、経過を観察しております。

**●教師の実態は。月80時間を超えて働く人は増えているのか。**

○学校教育部長 昨年度、授業日数等がほぼ同数である6月と11月とで比較しますと、時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合は、6月、約19%、11月、約15%となっており、約4%減少しております。

**●仕事量の削減の工夫は。**

○学校教育部長 各学校におきましては、学校行事や会議の精選、ICT機器を活用した校務の効率化や教材の共有化など業務改善に努めております。教育委員会といたしましては、アッピースマイルサポーターや特別支援学級補助員などの配置に加え、今年度から、小・中学校全校に教材の印刷など、教員の業務を補助するスクールサポートスタッフを配置しております。また、調査や研修会の縮減や学校閉庁日の設定などにより、教職員の負担軽減を図っております。

**●働き方改革の目的は。**

○学校教育部長 教員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念できるよう多忙化解消・負担軽減を進め、学校教育の質の維持向上を図ることでございます。

**●変形労働時間制について教育長の考えは。**

○教育長 変形労働時間制につきましては、働き方改革を進めるための国の示した総合的な方策の一環としてとらえております。今後とも国及び県の動向を注視してまいります。

**●市内小・中学校における1学級35人以上の学級数はどのくらいあるのか。また、その割合は。**

○学校教育部長 5月1日現在で、小学校は、通常学級351学級中83学級で約24%。中学校は、通常学級157学級中104学級で約66%でございます。

**●コロナ禍の子供たちの学びを保障するために、少人数学級についてどう考えているか**

○教育長 学級の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において定められておりますことから、今後教職員配置改善計画等、引き続き国の動向を注視してまいります。

**●コロナ禍にある子どもたちの学ぶ環境など、どう保障しようとしているのか。**

○市長 本市では、普通教室、音楽室のエアコンの設置やアッピースマイルサポーターの増員、安定した給食の提供等、様々な支援を実施してまいりました。今後も「みんなが輝く街、上尾」の未来を担う子供たちのために、学ぶ環境を整え、必要な支援をしっかりと図ってまいりたいと思います。

**●秋山 かほる 議員**

・ ウイズコロナと異常気象に伴う市民生活の変化に対応した市政運営について

**●公民館、図書館などは来年度に向けて、密にならず施設の目的を果たし、利用者を増やすには各々どんな工夫が考えられますか**

○教育総務部長 公民館では、市民が生きる喜びを感じられるよう、新しい生活様式に柔軟に対応しながら、市民の生涯学習を支援してまいりたいと考えております。例えば、各地区での自主活動につなげるため、これまで公民館を会場に行ってきた、趣味や健康などに関する講座を、自治会が所有する集会所や広場など、市民に身近な場所に移して開催することなどが考えられます。図書館では、感染リスクを減らしながら市民ニーズに応えることができる、非来館型サービスの提供は益々必要になると考えられます。例えば、ウェブ予約の推進やインターネットを活用した情報提供の工夫などでございます。また、3密防止の観点から、屋外でのおはなし会などのサービス実施も、一つの手段として考えられます。

**●運動会・体育祭、修学旅行について中止や代替となった現状をお聞かせください**

○学校教育部長 各学校では、感染拡大防止の観点から、学校行事の可否を、教育的意義や児童生徒の心情にも配慮して検討しているところでございます。運動会・体育祭などの集団で行う学校行事につきましては、密集を避ける方法で実施している学校もございます。修学旅行につきましては、実施時期や行先などを見直した上で実施を検討したり、中止としたりしている学校がございます。

**●文部科学省の方針にある教科担任制や部活動の外部委託について、上尾市での現状をお聞かせください**

○学校教育部長 教科担任制につきましては、各小学校の一部の学年において、音楽や理科、家庭

科などの教科を担当以外の教員が受け持ち、授業を行っております。また、学級担任が、学年内でいくつかの教科を分担して一部教科担任制を実施している学校もございます。この他、外国語の授業につきましては、市内3名の専科教員が、複数校を兼務して指導を行っております。部活動の外部委託につきましては、今のところ本市も含めほとんど行われておりませんが、本市では教員の負担軽減や、技術面、指導面で顧問を支援する外部指導者を44名配置しております。

**●教科担任制への移行は小規模校の対応が必要と思われませんが、考えられる対策はどんなことがありますか**

○学校教育部長 教育委員会といたしましては、各学校における教科担任制の実施状況や実践事例などの共有化を図ることなどにより、各学校の実情に応じた取組を支援してまいりたいと考えております。